

平成12年12月15日

区長会総会

平成12年12月18日

特別区議会議長会総会

特別区長会事務局及び特別区議会議長会事務局の設置  
並びに  
二団体事務事業の見直し計画について

平成12年12月

財団法人特別区協議会 特別区人事・厚生事務組合



## 目次

はじめに

第1部 特別区長会事務局	1
1 運営の基本的考え方	1
(1) 新たな検討体制	
(2) 特別区長会事務局の設置	
2 事務事業	2
(1) 事務事業の概要	
(2) 情報公開の考え方について	
3 組織及び人員	3
(1) 組織体制	
(2) 事務局長	
(3) 事務局長以外の職員の当面の身分取扱いについて	
4 財政	4
(1) 予算フレーム	
(2) 分担金	
(3) 経費の支弁方法	
(4) 経理の基本的考え方	
5 設立までのスケジュール	5
6 引き続き検討すべき課題	5
事務局職員の身分取扱いについて	
第2部 特別区議会議長会事務局	7
1 議長会及び事務局の設置について	7
2 委員長会等について	7
3 組織及び人員	7
(1) 競馬組合、清掃一部事務組合議会事務局との併任等について	
(2) 事務局の構成及び人員配置について	
(3) 職員の身分取扱い	
4 財政	9
(1) 予算フレーム	
(2) 分担金	
(3) 経費の支弁方法	
(4) 経理の基本的考え方	

第3部 財団法人特別区協議会.....10

1 運営の考え方.....	10
2 事務事業別見直し計画.....	11
3 組織及び人員.....	22
(1) 組織の新旧比較	
(2) 職員数	
4 財政.....	23
(1) 予算フレーム	
(2) 特別区分担金	
5 引き続き検討すべき課題.....	23
(1) 財団法人としての課題と対応の方向	
(2) 資料室と自治会館における情報提供サービス機能	

第4部 特別区人事・厚生事務組合及び社会福祉事業団..... 25

1 運営の考え方.....	25
(1) 人事事務	
(2) 厚生事務	
2 事務事業.....	26
(1) 事務事業別見直し計画	
(2) 規約改正の内容	
3 組織及び人員.....	38
4 財政.....	38
(1) 予算フレーム	
(2) 特別区分担金	
5 引き続き検討すべき課題.....	39
厚生関係施設運営事業	

総括表

1 新旧組織図	別紙1
2 財政規模	別紙2

## はじめに

平成12年7月14日の特別区長会総会に助役会から、財団法人特別区協議会及び特別区人事・厚生事務組合の見直しに関する報告があった。区長会は、助役会報告を了承したうえで、報告に示された基本的な考え方を具体化するため、実務的な検討を二団体の事務当局に行わせる、とのとりまとめを行った。

その後、区長会は、9月14日の総会において特別区長会規約を改正し、これまで財団法人特別区協議会に委嘱してきた事務を処理するための専管組織として、区長会事務局を設置する決定を行った。また、議長会も同じく、11月17日の総会において特別区議会議長会規約を改正し、議長会事務局の設置を決定した。ともに平成13年度から実施することとしている。

その結果、特別区協議会を舞台とする23区の協調体制は、昭和22年以来の歴史に今年度をもって終止符を打つこととなった。平成13年度から発足する新体制においては、23区共通課題の検討及び調整に関する明確なルールのもと、23区が主体的に提携しあって、東京における大都市行政の運営にあたることとなる。

こうした動きにあわせ、区長会事務局及び議長会事務局については、来年度からの新体制による運営に支障のないよう、その実現のために必要な措置を検討した。また、二団体については、徹底した人員及び経費の節減と事務の簡素合理化という観点に立って、見直し方針を具体化するための実務的な検討を行った。本報告は、その結果をとりまとめたものである。

## 第1部 特別区長会事務局

### 1 運営の基本的考え方

平成13年4月1日をもって新たな特別区長会規約が施行され、それに伴い現行規約は廃止される。改正の趣旨は、平成12年都区制度改革以降の都区間及び特別区相互間の連絡調整に関して、特別区長会のイニシアティブが有効に機能する体制を構築することにある。そのため、①基礎的自治体としての特別区が、共通する課題に関して主体的に検討及び調整するための仕組みを構築し、あわせて、②これまで財団法人特別区協議会に委嘱してきた特別区長会の事務を処理するため、区長会固有の事務局を組織することとした。

#### (1) 新たな検討体制

特別区長会において、23区に共通する特に重要な案件につき、区長自らが実質的な審議を行うため、課題別部会及び自治研究会を設置することとなった。そのうち、課題別部会は、制度改革に伴い平成17年度までに解決すべき諸課題を専門的・効率的に検討することを目的とする。また、自治研究会は、特別区の共通課題を調査研究し、その検討結果を課題別部会に反映させるものであり、当面、3つの分科会を擁することとされた。(→資料2及び資料3を参照)

また、区長会における審議に先立って、実務的な検討が必要な案件についての下命事項を扱う機構が整備された。まず、助役会については、現行の特別区助役会が区長会と全く別個に設置されているのを改め、新区長会規約に基づいて、新たに区長会の下に設置することとされた。また、助役会は、区長会下命事項を検討するため、経常的または臨時に、必要な検討組織(以下、「指定会議体」という。)を指定することとした。

新助役会は、特別区長会の中核的な組織として位置づけられ、指定会議体を統括し、整然とした秩序の下に下命事項の検討が行われることとなる。(→資料6を参照)

#### (2) 特別区長会事務局の設置

特別区長会の新体制を事務的に支えるため、財団法人特別区協議会とは別個に、特別区長会事務局が設置される。区長会事務局は、財団法人特別区協議会とは機能的にも組織的にも明確に分離する。

区長会事務局長は、区長会が区長会の意思で任免する職であり、明確に区長会に対し

でのみ責任をもつ。事務局長に対する指揮命令は、区長会長から直接なされる。事務局長は、下命のあるなしに係わらず常に区長会長を補佐し、区長会の判断に万全を期すよう取りはからう責任をもつ。

そのために事務局は、特別区に共通する重要事項について、あらゆる情報を常に収集し的確に分析するため、十分な機能を備えなければならない。また、特別区長会のすべての活動を適切に支えてゆくための機能をもつ必要がある。これらの機能は、必要かつ最小限の組織及び財政規模で実現されなければならない。

(→資料4を参照)

## 2 事務事業

### (1) 事務事業の概要

特別区長会の事業は、規約第5条に次のように定められている。

- ・特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究
- ・特別区の自治の進展を図るため必要な施策の立案及び推進
- ・その他本会の目的を達成するために必要な事業

以上の目的を達成するため、具体的に特別区長会事務局において処理する事務事業は、概ね次のとおりとする。

- ① 区長会の庶務に関すること
  - ・区長会の独立した運営を営むうえで必要な庶務的事務
- ② 会議体の運営に関すること
  - ・特別区長会総会、役員会、課題別部会、自治研究会及び分科会、特別区助役会総会、同役員会並びに指定会議体の会議に必要な事務
- ③ 調査研究に関すること
  - ・都区財政調整に関する調査研究、都区財政調整制度全般についての問題点の調査研究、その他財政に関する調査
  - ・事務処理特例に関する調査研究、区長会特命事項に係る調査研究、国民健康保険事業に係る調査研究、臨時的に発生する移管事務事業に関する調査研究、その他事務事業に関する調査研究
- ④ その他区長会の活動に必要なこと
  - ・国及び都に対する要望活動、日中友好交流事業、その他政府及び他の地方公共団体等との連絡など

### (2) 情報公開の考え方について

特別区長会規約第21条は、区長会の情報公開について、各区が自らの責任において行うものとしている。これは、各区長が会議の場において入手した情報は、一般にそれぞれの区の情報公開条例の適用を受けると解されること、および、23区の情報公開条例がそれぞれ異なるためである。したがって各会議では、個々の情報について、取扱いに関する確認が必要である。

また、任意団体としての特別区長会の組織及び運営に係る情報公開については、別途基準を定めた上で、区長会長の指示に基づいて事務局長があたる。

さらに、報道機関への対応についても、区長会長の指示に基づいて事務局長があたる。23区職員等への情報提供は、当面、財団法人特別区協議会が発行する既存の媒体を活用するが、区長会に関する記事については、区長会事務局の責任において編集する。

その他、関係各方面への適切な情報提供の方法について、今後さらに検討する。

### 3 組織及び人員

#### (1) 組織体制

平成13年度当初の区長会事務局の組織は、次のとおりである。

事務局長
次長
調査第1課長（庶務事務、会議体運営、事務事業調査研究等）
主査（庶務担当）
主査（議事担当）
主査（調査担当）
調査第2課長（都区財政調整関係事務、税財政制度調査研究）
主査（調査担当）

※課の名称は未定

事務局合計25人

他に、人事制度の調査研究のため、人事企画部の部長以下の職員（組合教育委員会事務局担当を除く。）が兼務する。

#### (2) 事務局長

事務局長には特別職相当の知識経験者を想定している。事務局長の職務には、特別区共通の利害に係わる重要な事項について、区長会長の命を受けて東京都や自治省との事務的な折衝を行うことが求められることなどを考慮する必要があるためである。

### (3) 事務局長以外の職員の当面の身分取扱いについて

平成13年度においては、各区の職員を特別区人事・厚生事務組合に派遣したうえで併任する。なお、特別区人事・厚生事務組合の固有職員を併任することを妨げない。これは、現在、各区の派遣職員等を財団法人特別区協議会の事務に従事させている方法である。

ただし、平成14年4月1日からは「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（以下、「派遣法」という。）が施行され、この方法はとれなくなる。その場合の対応については、現時点で確定することはできない。（「6 引き続き検討すべき課題」p.6参照）

## 4 財政

### (1) 予算フレーム（概算）

（単位：百万円）

区分	H13年度	備考
人件費及び人件費負担金	300	事務局長人件費及び次長以下職員24人分の人件費負担金
事業費	75	
合計	375	

### (2) 特別区分担金（概算）

（単位：百万円）

区分	H13年度	備考
分担金	368	1区16

### (3) 経費の支弁方法

特別区長会の経費は、特別区長会規約第24条において、各区の分担金その他の収入をもって充てる、とされている。これまで区長会の活動に要する経費は、財団法人特別区協議会予算としての特別区分担金から支弁してきたが、平成13年度から各区は、特別区協議会分担金とは別に、区長会運営にかかる経費を区長会に直接支払う方式をとる

こととする。

#### (4) 経理の基本的考え方

区長会の会計は、区長会事務局設置要綱第12条に基づき、事務局長が処理することとされている。経理については、狭義の収入支出に限らず、契約その他の行為を含めて事務局において処理する。

経理の具体的な方法は、基本的に、公益法人会計に準じるものとする。

### 5 設立までのスケジュール

平成13年1月1日をもって、特別区長会事務局設立のための準備組織を発足させる。準備組織は、年度内に必要な規程の整備、関係機関との連絡調整その他所要の準備作業を行う。

なお、区長会事務局の事務室は、東京区政会館内とし、特別区協議会において必要な整備を行う。

特別区長会事務局は平成13年4月1日をもって発足する。

### 6 引き続き検討すべき課題

事務局職員の身分取扱いについて

派遣法によれば、公務員の身分を有したまま職員を派遣できる対象団体は、次のいずれかである。

- ①民法第34条の規定により設立された法人
- ②特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの
- ③地方自治法第2-6-3条の3第1項に規定する連合組織で同項による届け出をしたもの

特別区長会は平成13年度は任意団体として発足するので、その時点では派遣法対象団体のいずれにも該当しないが、23区が全国市長会に加盟した場合、特別区長会はその地方組織として位置づけられるので、③に該当する可能性が開かれる。

なお、特別区長会が派遣法の対象団体に該当するに至った場合でも、その業務が地方公共団体の事務事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものとして、派遣元の団体において条例で定める必要がある。

また、派遣法による派遣職員は、地方公務員共済組合法の適用に関して、短期給付等の一部に特例的扱いを受けるので、今後、東京都や23区等の動向を見据えつつ、均衡を失しないよう適切な対応をとる必要がある。

## 第2部 特別区議会議長会事務局

### 1 議長会及び事務局の設置について

特別区は各区が自主性、地域性を高め独自の選択と決定の範囲を拡充していくこととなったが、23区議会間の相互調整、情報交換機能を維持することは、今後とも欠くことができない。

議長会は任意団体として、今後も特別区議会相互の連絡を図り区政の発展を図っていく必要がある。

議長会の事務については、従来、(財)特別区協議会へ委嘱してきたが、これをあらため専任の特別区議会議長会事務局を設置することとし、継続性を保持する。

議長会の運営にあたっては、今後とも区長会との円滑な連絡体制を図っていくことが必要である。

### 2 委員長会等について

委員長会については、昨年、見直しを行い、現在、5つの委員長会が活動している。委員長会のあり方については引き続き検討を必要とするが、当面、引き続き活動を行うこととする。活動に際しては、(財)特別区協議会へ委嘱してきた事務処理について、新たに設置する議長会事務局が委嘱を受けることとする。

区議会事務局長会については、議長会の下命事項その他の調査研究にあたらせるものとし、議長会のもとに設置することとする。事務処理は、議長会事務局が委嘱を受けるものとする。

### 3 組織及び人事

#### (1) 競馬組合、清掃一部事務組合議会事務局との併任等について

各区議長が、競馬組合及び清掃一部事務組合議会の議員としてそれぞれの団体意思の決定に関与している。特別区議会議長会事務局との効率的な運営を図ることから、事務局職員の併任を行うことにより、総合的な事務処理を行う。

(2) 事務局の構成及び人員配置について

議長会事務局には、事務局長（参事級）、次長（副参事級）、書記をおくこととし、事務局長については、清掃一部事務組合議会事務局長をあて、次長については、競馬組合議会議事担当課長をあてる。

書記は、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合職員の中からあてる等の措置を講じるものとし、適切な人員配置を行う。

事務局長	
次長	
書記	
・ 庶務担当	(組合議会議員報酬、費用弁償)
・ 議員表彰関係事務	
・ 日中友好交流事業	
・ 議長会担当	(競馬組合議会担当)
・ 事務局長会担当	(清掃一部事務組合議会担当)
・ 委員長会担当 (5会議体)	

事務局合計10人

(3) 職員の身分取扱い

平成13年度は特人厚職員を議長会事務局職員にあてる。人件費は、議長会会計からの負担金で対応	5人
競馬組合議会職員を議長会事務局職員にあてる。競馬組合が費用を負担	2人
清掃一組議会職員を議長会事務局職員にあてる。清掃一組が費用を負担	3人

#### 4 財政

##### (1) 予算フレーム (概算)

(単位：百万円)

区分	H13年度	備考
人件費負担金	56	特人厚職員5人分
その他事業費	14	
合計	70	

##### (2) 分担金 (概算)

(単位：百万円)

区分	H13年度	備考
分担金	64	1区2.8

##### (3) 経費の支弁方法

議長会の運営に要する経費は、議長会予算で定め、各区均等の負担とする。予算及び決算は議長会総会で議決する。

##### (4) 経理の基本的考え方

(財) 特別区協議会への事務の委嘱をやめることに伴い、経理事務については議長会事務局で処理するものとする。

### 第3部 財団法人特別区協議会

#### 1 運営の考え方

財団法人の目的は本来、財産の運用及び恒常的な賛助金収入によって、不特定多数の公益のための事業を実施することにある。特別区協議会は、設立以来の歴史的経緯から、一般公益にかかる事業主体という公益法人本来の性格が希薄ないし間接的であり、23区の連絡調整の場としての機能に基本的な意義が認められてきた。寄附行為にいう調査研究についても、現実には都区間あるいは特別区相互間の政策調整そのものであり、その意味で、これまで財団法人としては異例に属する機能を果たしてきた。その結果、資金面においても特別区分担金に依存する割合が高く、財団法人というよりは、共同設置の調整機関ともいうべき性格をもつ存在であった。

しかし、今回の見直しで、区長会事務局及び議長会事務局の機能が明確に分離され、その結果、特別区協議会は、地方公共団体間の連絡調整に類した機能を今後もたないこととなる。これは、特別区協議会としては、これまでのあり方を根本から覆される大改革であり、本来の財団法人としてのあり方について、その存立を含めて改めて問い直すことを求められている。

したがって、平成13年度からの組織及び事業形態は暫定的なものというべきであり、特別区協議会の将来のあり方については、別途検討を行う必要がある。

## 1 事務事業を廃止するもの

1	特別区有物件火災共済及び特別区有自動車損害共済事業
根拠	寄附行為第4条第4号
指針	事務事業を廃止し、民間保険に移行する。

### [具体策]

#### (1) 火災共済事業

平成13年度からは、10億円未満の災害についてはこれまでと同様の取扱いとし、10億円を超える災害については、民間の「再保険等」を導入することにより、引き続き全ての火災事故等に対し、これまでと同様の責任を担保する。これにより、各区負担を大幅に削減できる。

#### (2) 自動車損害共済事業

平成12年度をもって共同処理を廃止する。なお、平成12年度までに発生した事故については、共済給付金の支払いを行う。

### [留意点]

- 自動車損害共済事業において、既に参加している物件の中に保険加入期間が平成13年度まで含まれている物件がある。このため、事業廃止後の保険加入期間分の保険料については、各区へ返還する。
- 自動車損害共済給付金の請求期間は、損害額確定の日から2年間である。そのため、共済給付金支払いのための期間が必要であり、支払財源は積立金をもって充てる。
- 火災共済事業において、平成13年度まで現行制度に参加している場合は、新制度の保険料率が低くなるため、平成13年3月31日をもって清算する。
- 積立金約29億円は、火災共済と自動車損害共済で一体的に運用されており、明確に区分することは困難なので、火災共済事業の基金として引き続き運用する方向で検討する。

### [年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
火災共済	新制度検討	新制度運営		→
自動車損害共済	廃止準備	事業廃止	-	-
経費(千円)	155,681	80,000		
増▲減		▲75,681		

2	互助年金事業
根拠	寄附行為第4条第4号
指針	代替的対応方法の調査研究を踏まえ、財団法人としての事業を廃止する。

[具体策]

平成13年12月を目途に同様の年金事業を運営している(財)東京都弘済会へ移管する。

[留意点]

- 約4千人の特別区退職者が加入しているので、同様の事業運営を行っている(財)東京都弘済会への現加入者及び新規加入者への周知、正味財産の処理など実施の細目を検討する。
- 特別区退職互助年金は、平成12年度をもって新規募集を行わない。平成13年3月31日付で退職する者から、(財)東京都弘済会退職互助年金事業へ加入できるものとする。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	移管準備	移管		
経費(千円)	1,003,429	1,805,612		
増▲減		802,183		

※正味財産10億円の処分を含む。

3	特別区職員文化体育会事務局
根拠	寄附行為第4条第6号
指針	財団法人が事務局を受託しているが、今後はこの関係を解消する。

[具体策]

特別区人事担当課長会に検討部会を設置し、事務局の移管先、事業のあり方などを検討中である。特別区協議会における事務局機能の廃止時期は、新たな事務局機能のあり方の検討を踏まえて決定する。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	検討		----->	
経費(千円) 増▲減	48,561	(編成中)		

4	共同印刷等事業
根拠	寄附行為第4条第6号
指針	事務事業を廃止する。

[具体策]

平成12年度をもって事業を廃止する。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	事業廃止	—		
経費(千円) 増▲減	166,896	—		

## 2 特別区長会事務局に移すべきもの

5	①税財政に関する調査研究、②事務事業に関する調査研究
根拠	寄附行為第4条第1号
指針	特別区長会事務局に移す。

### [具体策]

平成13年度から特別区長会事務局において処理する。

6	執行機関関係会議体運営事務
根拠	寄附行為第4条第2号
指針	特別区長会事務局に移す。

### [具体策]

特別区長会及び助役会に関する事務並びに助役会が指定する会議体における区長会下命事項の検討に関する事務は、平成13年度から特別区長会事務局において処理する。それ以外の会議体の運営は、各会議体で自主的に行うこととする。

### [留意点]

- 特別区長会規約に基づき助役会の下に設置する指定会議体は、総務部長会・人事担当課長会、財政担当部長会・財政担当課長会、清掃担当部長会・清掃担当課長会、国保担当部長会・国保担当課長会とする。
- 平成13年度から各会議体における自主的な運営に支障がないよう、必要な情報を提供し、円滑な移行を実現する。

7	①特別区の自治権拡充に関する国・都等との連絡、②国・都に対する要望及び陳情に関する事務
根拠	寄附行為第4条第3号
指針	特別区長会事務局に移す。

### [具体策]

平成13年度から特別区長会事務局において処理する。

8	区長会賛助等関係事務
根拠	寄附行為第4条第6号
指針	縮小の方向で内容を精査する。

[具体策]

平成13年度から区長会事務局において処理する。

9	区長会長等秘書的事務
根拠	寄附行為第4条第6号
指針	特別区長会事務局に移す。

[具体策]

平成13年度から特別区長会事務局において処理する。

10	日中友好交流事業
根拠	寄附行為第4条第6号
指針	事業として存続させる。

[具体策]

区長が行う友好交流事業については、平成13年度から特別区長会事務局に移管する。

[留意点]

- 国際化の時代に友好交流の実を挙げるため、引き続き適切な事業運営を図る。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
税財政に関する調査研究等	移管準備	新体制発足	→	→
執行機関会議体運営事務				
国・都等との連絡等				
区長会賛助等				
秘書的事務				
日中友好交流				
経費(千円) 増▲減	—	381,763 (皆増)		

注1 特別区協議会の組織改正について：特別区協議会調査部及び議事第1部は、5～10の事務を特別区長会事務局に移管することに伴い、廃止する。

注2 庶務的な事務について：『二団体の見直しに関する報告書』においては、「人事、経理その他の庶務的な事務は、組織の簡素化を図るため、引き続き財団法人特別区協議会において処理する。」(p. 4)とされているが、二団体との関係を明確にする趣旨から、可能な限り特別区長会事務局において処理する。簡素な組織という報告書の趣旨を踏まえて、合理的な事務処理方法を検討する。

### 3 内容を見直すもの

1 1	資料室の運営管理
根拠	寄附行為第4条第1号
指針	現行の事業内容を精査して、徹底的な合理化を進める。

#### 【具体策】

- (1) 当面、一般住民への開放、刊行物の廃止や縮小、収集資料の重点化、維持すべきデータベースの限定、アプリケーションシステムの簡素化などの改善及び合理化を実施する。
- (2) 公益法人の事業活動としての観点から、自治会館の竣工に向けて、新たな情報提供サービスのあり方を検討する。

#### 【留意点】

○ 現行資料室機能をゼロベースで見直し、運営の合理化を図る一方で、自治会館における情報提供サービスを視野に置き、資料室がこれまで蓄積した資源を活用しつつ、公益法人の事業活動に求められる不特定多数の利益の実現を図る事業展開のあり方を検討する。基本的な方向は；①23区の区政資料・区議会情報を中心に資料の収集・提供を行う。②一般住民やNPO等に対しても情報サービスを行う。③特別区の共通課題について実践的な調査研究を行う。④情報技術の進歩に対応し、23区関係者や住民が利用できる設備環境を整える。⑤簡素で効率的な人員配置及び運営を図る。

#### 【年次計画】

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画		・簡素で効率的 運営 ・将来の方向の 検討		→
経費(千円) 増▲減	134,907	110,653 ▲24,254		→

#### 4 事務事業として存続させるもの

12	特別区政懇談会の運営
根拠	寄附行為第4条第1号
指針	事業として存続させるが、特別区政懇談会の運営については、必要に応じて見直す。

##### [具体策]

特別区協議会の事業として存続させる。運営の見直しを検討する。

##### [留意点]

○ 運営については、財団法人特別区協議会のあり方の一環として検討する。その際には、特別区長会自治研究会との関係についても配慮する必要がある。

##### [年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画		運営の見直し		
経費(千円) 増▲減	1459	1459 0		

13.	特別区及びその長等に係る争訟等の調査研究
根拠	寄附行為第4条第1号
指針	事業として存続させる。

[具体策]

引き続き、法務サービスの提供に努める。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画		法務サービスの 充実		→
経費(千円) 増▲減	6,302	7,983 1,681		

14	講演会の開催
根拠	寄附行為第4条第2号
指針	事業として存続させる。

[具体策]

広く自治に関する情報の提供に努めることとし、財団法人のあり方検討の一環として、対象範囲等検討する。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	職員対象	検討		→
経費(千円) 増▲減	1	1 0		

15	特別区自治体総合賠償責任保険事業
根拠	寄附行為第4条第4号
指針	事業として存続させる。

[具体策]

引き続き、簡素かつ合理的な事務執行を図る。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	簡素かつ合理的な事務執行			→
経費(千円)	168,114	168,256		
増▲減		142		

16	東京区政会館の経営
根拠	寄附行為第4条第5号
指針	事業として存続させる。

[具体策]

自治会館(仮称)については、建設計画に基づき建設を進め、区政会館の経営については引き続き、効率的な事業運営を図る。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
自治会館(仮称)建設	自治会館基本設計策定	実施設計策定	工事着工	→
区政会館の運営	効率的な運営			→
経費(千円)	516,618	731,363		
増▲減		214,745		

17	軽自動車税申告受付に係る事務経費の一部負担
根拠	寄附行為第4条第6号
指針	事業として存続させる。

[具体策]

共同事業特別会計から一般会計に移す方向で、新たな事務処理方法を検討する。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画		一般会計で処理		→
経費(千円) 増▲減	11,903	12,200 297		

5 特別区議会議長会事務局に移すべきもの

18	特別区議会議長会の運営
根拠	寄附行為第4条第2号
指針	議長会の検討に委ねる。

[具体策]

議長会等の運営は、平成13年度から特別区議会議長会事務局において処理する。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	発足準備	新体制発足		→
経費(千円) 増▲減		70,170 (皆増)		

## [補足] 資料室の見直しについて

特別区協議会の機能について、公益法人の事業活動としての観点から見直すのに併せ、資料室についても、地方自治の振興を目的として広く不特定多数の人々を対象とした事業を展開する必要がある。その観点から検討した結果、今後の事業運営については、次の基本的な考え方に基づいて進めることとする。（詳しくは、資料12参照）

### (1) 基本的な方向

- ① 特別区発行資料を中核に、地方自治関係資料を整備するほか、区議会情報の充実を図る。
- ② 特別区政関係者のみならず、一般区民、NPO等に対しても開かれた施設として運営する。
- ③ 各区の行政施策を情報面から支援するため、利用環境の整備や実務的な調査研究を行う。
- ④ インターネットによる利用とともに、来館者にもIT技術を活用したサービスを充実する。
- ⑤ 事業を精査するとともに弾力的な人員配置を図り、簡素かつ効率的な運営を行う。

### (2) 自治会館への移転

- ① 自治会館の公益機能を満たす施設として、また、来館利用者の利便性を考慮して自治会館に移転する。
- ② 自治会館における所要面積を抑制するため、現在の資料室の一部を閉架書庫として継続して利用する。
- ③ 自治会館の新しい情報提供サービスのため、区議会情報コーナー、23区専用ブース等の設備を整備する。

### (3) 職員及び経費

- ・ 資料室運営については、特別区職員の参加を求める。また、特別区に依存しない財源の充実に努める。

今後は、現行機能に関する当面の合理化を進める一方で、以上の基本的な考え方をさらに具体化するための検討を進めることとする。

### 3 組織及び人員

#### (1) 組織の新旧比較

H13年度	H12年度
総務部 (庶務課) (企画財政課) (会計課) 共同事業課 資料室(※調査部から) <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> 特人厚兼務	総務部 (庶務課) (企画財政課) (会計課) 共同事業課 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> 特人厚兼務
会館建設準備室 推進担当 建設担当	会館建設準備室 推進担当 建設担当
(廃止) ※資料室は総務部へ その他の機能は特別区長会事務局へ	調査部 事務事業担当 行財政担当 資料室担当
法務調査室 法務担当	法務調査室 法務担当
(廃止) ※機能は特別区長会事務局へ	議事第一部 議事担当
(廃止) ※機能は特別区議会議長会事務局へ	議事第二部 議事担当
(監査事務局) 特人厚・特競馬兼務	(監査事務局) 特人厚・特競馬兼務

#### (2) 職員数

事務事業の見直しに伴い、調査部、議事第1部及び議事第2部の廃止による職員32名が減員となる。その他、存続させる事務事業についても、別途、内部努力による減員を行う。

#### 4 財政

##### (1) 予算フレーム (概算)

(単位：百万円)

会計	H13年度	H12年度	比較増減	増減率 (%)
一般会計	873	1,322	▲449	▲33.9
特別区有物件災害 共済事業特別会計	92	165	▲73	▲44.2
互助年金事業特別 会計	1,806	1,003	802	80.0
特別区共同事業特 別会計	0	167	▲167	(皆減)
自治体総合賠償責 任保険特別会計	178	178	0	0.0
自治調整資金等立 替事業特別会計	5	5	0	0.0
自治会館 (仮称) 建設事業特別会計	607	112	495	442.0
計	3,561	2,952	609	20.6

注：互助年金事業特別会計には、見直しにより事業移管する正味財産10億円を含む。

##### (2) 特別区分担金 (概算)

(単位：百万円)

科目	H13年度	H12年度	比較増減額	増減率 (%)
一般会計	316	833	▲517	▲62.1
(一区あたり)	14	36	▲22	▲61.1

#### 5 引き続き検討すべき課題

##### (1) 財団法人としての課題と対応の方向

この度の見直しにより、昭和22年の発足以来特別区協議会の実質的な中核をなしてきた特別区長会及び特別区議会議長会の事務が廃止されることに伴い、特別区協議会のあり方を根本的に再検討する必要がある。

現行の寄附行為は、昭和26年に定められたものであり、平成8年に閣議決定された現行の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に規定する要件に照らすと、既にいくつかの本質的な問題点を抱えている。したがって、特別区協議会のあり方の再検討は、

組織機構の根幹にまで踏み込む徹底したものとなる可能性を孕んでいる。(→資料10及び資料11参照)

一方で、特別区協議会は現在、平成17年の竣工にむけて自治会館(仮称)建設事業を実施している。今後、設計・建設と併せて利用計画、収支計画等の策定を予定しているが、自治会館の運営形態は、特別区協議会のあり方とも関係する。

したがって、当面は、継続すべき事務事業を効率的に運営しつつ、自治会館建設の推進と併行して、将来のあり方について検討を行うこととする。

## (2) 資料室と自治会館における情報提供サービス機能

資料室の見直しについては、当面の合理化とともに、自治会館(仮称)における情報提供サービスのあり方を視野において、基本的な方向をとりまとめたところである。特別区協議会が近い将来どのような形態をとるにせよ、過去20年にわたって資料室に蓄積されてきた情報資産を有効に継承する方向で、23区が協力して運営するにふさわしい情報基地のあり方を検討する必要がある。

## 第4部 特別区人事・厚生事務組合および社会福祉事業団

### 1 運営の考え方

#### (1) 人事事務

特別区の人事事務の一体性は、特別区共通基準、統一交渉、連合人事委員会及びその他の特人厚における共同処理事務によって確保されている。助役会の見直し報告においても、その基本的な枠組みについては、今後も維持されるとの前提に立っている。しかし、特別区の自主性・地域性の高まりによる個性化は着実に進展しており、加えて厳しい財政状況下に置かれた各区は、組織や人事システムの効率的運用についても根本的な見直しを進めている。その結果、人事制度の共通的な枠組みと特別区の自主性との関係が、様々に議論されている。

人事事務についてはこうした状況認識を踏まえ、共同処理事務のうち助役会報告で見直しのガイドラインを示された事項について、関係者との協議・調整を行いつつ、具体的な整理を行うものである。

#### (2) 厚生事務

厚生関係施設運営について助役会報告においては、共同処理を維持するとの方針が示されている。ただし、今回の見直しの趣旨に照らせば、広域的な対応、効率性の実現、専門性の確保等、厚生事務を共同処理することによるメリットを十全に発揮することが前提である。

そのため、現在の事業執行体制を更に効率化すべく、平成13年度から具体的な改善に着手する。しかし、現在のシステムは、施設の絶対量においても運営においても、路上生活者対策や緊急一時保護など現下の需要の変化に対して、限界にきていることは否めない。そのため、抜本的な見直しのためには、特別区の厚生福祉事業を全体として捉え、新たなシステムのあり方を検討・整理し、早急に体制を整備する必要がある。

## 2 事務事業

### (1) 事務事業別見直し計画

#### 1 共同処理を廃止するもの

1	特別区相互間及び特別区と東京都との間の職員の人事交流に係る連絡調整に関する事務
根拠	規約第3条第3号イ
指針	各区の需給関係情報の提供にとどめ、調整については各区事項とする。ただし、管理職への昇任を伴うものへの交流は除く。

#### [具体策]

特人厚の事務を需給数等関係情報の提供に限定し、基本的に各区事項とする。ただし、管理職昇任を伴う区間交流の連絡調整事務は引き続き特人厚が行う。事務処理方法等は人事担当課長会及び幼稚園教育職員人事担当課長会が検討する。

平成14年4月1日付人事交流から実施する。

#### [留意点]

○ 交流希望者の個人情報の授受や具体的な人事交流案の作成は、これまで特人厚が行ってきたが、各区が行うこととする。なお、人事交流事務の見直しについては、東京都との合意及び職員団体との交渉が必要である。また、人事交流基準のうち、保健所特例及び配属職員特例は、実態を踏まえ、廃止を検討する。

#### [年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画		事務処理方法等 検討	区で実施	
経費(千円) 増▲減	182	113 ▲69		

2	職員の結核休養診査に関する事務
根拠	規約第3条第3号二
指針	共同処理を廃止して各区に移管する。

[具体策]

平成13年4月1日から、各区において指定医を設置して実施する。

[留意点]

○ 幼稚園教育職員の結核休職については、各区において教育委員会に指定医を設置して実施している。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	事業廃止	区で実施		
経費(千円)	1641	-		
増▲減		-		

3	特別区の住民の交通事故による災害共済に関する事務
根拠	規約第3条第9号
指針	代替的対応手段の検討を踏まえ、早期に廃止する。

[具体策]

現行の共済制度は廃止する。その後の対応は、各区において自主的に定める。各区の体制整備にあわせ、規約改正、廃止条例制定、周知期間設定等の必要な手続きを経て廃止する。廃止後、3年間の経過期間を設ける。廃止時期は、平成13年度末を目途とする。

[留意点]

○ 住民に直接関わる事業であるので、各区における代替的対応の状況を踏まえ、十分に周知を図った上で、廃止する必要がある。なお、廃止後も、1年間の共済期間及び2年間の請求期間があるので、経過措置を設けなければならない。具体的な手続きや基金の処分方法等については、交通災害共済主管部長会等の協議を経て決定する。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画		廃止準備	事業廃止（共済期間1年間・請求期間2年間）	
経費（千円） 増▲減	1,039,727	977,048 ▲ 62,679		

2 共同処理を継続するがその内容を見直すもの

4	人事委員会に関するもののうち、①競争試験・選考、②管理職選考
根拠	規約第3条1号イ
指針]	管理職選考については、試験実施についての公平性・客観性を確保しつつ、任命権者の判断が任用決定により反映されるような方策を検討する。

[具体策]

見直し案を平成13年度中にとりまとめる方針で検討中である。

[留意点]

- 人事委員会事務局において、各区の意見聴取をするなどして検討を行う。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	見直し案検討	見直し案まとめ		
経費（千円） 増▲減	89,129	85,544 ▲ 3,585		

5	職員の互助制度の助成に関する事務
根拠	第3条第2号
指針	事業の見直しと組合費に対する雇用者負担割合の適正化について検討する。

[具体策]

①互助組合の事業全体の大枠及び②雇用者負担割合を検討し、その結果に基づいて互助組合の具体的事業内容を見直す。

[留意点]

人事担当課長会において、上記①②について検討を開始した。職員団体に対し、統一交渉として取り扱うことを提案した。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	検討		----->	
経費(千円) 増▲減	3,380,184	3,362,760 ▲17,424		

6	職員の任用及び給与その他の勤務条件の基準に関する事務
根拠	規約第3条第3号ロ
指針	現行の共通基準を一部整理する。共通基準として維持するものについても一定の項目については、各区が独自性・主体性を発揮できる裁量範囲を確保できるよう検討する。

[具体策]

特別区共通基準のうち、育児休業を各区事項とする方向で検討する。その他の共通基準は存続させるが、いくつかの項目について、各区の意見等を考慮しながら、基準の弾力化を検討する。平成12年度以降検討、職員団体及び関係機関との協議が整い次第実施する。

[留意点]

○ 人事担当課長会・幼稚園人事担当課長会において具体策の検討を行うが、関係会議体における協議及び職員団体との交渉が必要である。また、共通基準の変更については、「特別区人事行政運営要綱」を始め職員団体との覚書等の改正が必要である。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	検討		----->	
経費(千円)	3,602	3,873		
増▲減		271		

7	職員定数算定基準に関する事務
根拠	規約第3条第3号ハ
指針	都区財政調整制度の動向を踏まえつつ、今後のあり方も含め見直す。

[具体策]

各区における移管事業等の運営状況を踏まえて、今年度と13年度で職員配置に関する基礎調査を実施し、その結果を財調算定基準と照合するなど分析・検討を14年度に行う。

[留意点]

○ 分析及び検討は、各区において清掃事業及び介護保険事業等の運営が安定した段階で行う必要がある。そのために、12年度の事業開始から2か年程度の時間を置くことになる。なお、検討は人事担当課長会の職員定数部会において行う。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	基礎調査	----->	分析・検討	
経費(千円)	3,085	2,822		
増▲減		▲263		

8	教育公務員特例法に定める特別区立幼稚園の園長及び教員の人事に関する事務のうち、 イ 採用に係る選考に関する事務 ロ 昇任に係る選考に関する事務
根拠	規約第3条第4号
指針	6の整理に合わせて対応する。

[具体策]

6の整理に合わせて検討する。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	検討		→	
経費(千円) 増▲減	15,586	11,314 ▲4,272		

9	特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する事務
根拠	規約第3条第7号
指針	制度としては維持するが、保険方式の可能性に関する調査研究を踏まえ、共同処理継続の是非を含めて検討する。

[具体策]

引き続き、共同処理することとし、効率的事業運営を図る。

[留意点]

- 民間の損害保険制度と比較検討した結果、経費的にも有利な点が見あたらず、休業見舞金が対象外となるなどの問題点があるので継続する。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	民間制度と比較検討	共同処理として継続		→
経費(千円) 増▲減	97,678	97,678 0		

3 現行の共同処理方式を継続するもの

10	人事委員会に関するもののうち、③労働基準監督機関の職権行使、④管理職員等の範囲を定める規則の制定、⑤職員団体の登録、⑥勤務条件に関する措置要求の審査等、⑦不利益処分に関する不服申立ての審査、⑧給与の報告び勧告、⑨職員に関する条例の制定・改廃に伴う意見の申出等
根拠	規約第3条第1号イ
指針	事業として存続させる。

[具体策]

引き続き、客観的かつ公正な運営を図る。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	客観的かつ公正な運営			→
経費(千円) 増▲減	28,308	25,409 ▲2,899		

11	共同研修に関すること
根拠	規約第3条第1号ロ
指針	事業として存続する

[具体策]

引き続き、各区との適切な役割分担の下で、職員の資質の向上、能力の開発を図る。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	効率的事業運営			→
経費(千円) 増▲減	462,102	424,547 ▲ 37,555		

12	教育公務員特例法に定める特別区立幼稚園の園長及び教員の人事に関する事務のうち、 ハ 共同で実施する研修に関する事務
根拠	規約第3条第4号
指針	事業として存続させる。

[具体策]

(11と同じ)

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	効率的事業運営			→
経費(千円) 増▲減	911	840 ▲ 71		

13	地方公務員等共済組合法施行前に受給権が発生した職員の恩給の給付に関する事務
根拠	規約第3条第5号
指針	事業として存続させる。

[具体策]

給付対象者は既に存在しないが、関係者の一部が残っているため、引き続き特人厚において処理する。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	効率的事業運営			→

14	地方公務員災害補償法に定める議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する事務
根拠	規約第3条第6号イ
指針	事業として存続させる。

[具体策]

引き続き、効率的な事業運営を図る。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	効率的事業運営			→
経費(千円)	49,544	53,293		
増▲減		3,749		

15	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に定める特別区立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する事務
根拠	規約第3条第6号ロ
指針	事業として存続させる。

[具体策]

引き続き、効率的な事業運営を図る。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	効率的な事業運営			→
経費(千円)	442	405		
増▲減		▲37		

16	更生施設、宿所提供施設及び宿泊所の設置及び管理に関する事務
根拠	規約第3条第8号
指針	事業として存続させる。

[具体策]

(1) 基礎的自治体としての23区の基本的な役割を踏まえ、各区との役割分担を再検討し、共同処理すべき範囲を明確化する。その上で、生活相談一時保護所の機能、施設の再編整備の考え方など、今後の基本的な運営方針を決定する。(2) 厚生部と事業団との関係を整理し、施設運営に必要な事務を事業団に移す方向で、双方の人員配置を見直す。事業団については、宿泊所事務の本部における集中処理などの合理化により人員を見直す。

[留意点]

○ (1) 新たな行政需要への対応も含め、厚生関係事業に関して、今後の特別区と特人厚との役割分担のあり方を、23区において改めて検討する必要がある。その結果を踏ま

えて、各区福祉事務所との関係を含めた施設の連携の方法、3種施設の再編整備、さらには特人厚機能のあり方をも含めた見直しを実施する。(2) 特人厚は国、都及び23区等との調整事務及び企画事務、事業団は施設運營業務という役割分担を明確にし、人員配置を見直す。事業団についても、民間経営の利点を活かした効率的経営のため、必要な改善・合理化を行う。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
更生施設		・改善・合理化 ・区との役割分担検討		→
宿所提供施設				→
宿泊所				
経費(千円) 増▲減	3,546,043	3,308,568 ▲237,475		

17	職員相談及び職員の精神保健に関する事務
根拠	規約第3条第10号ホ

[具体策]

引き続き、共同処理の利点を活かした運営を図る。

[留意点]

○ 所属区では相談しにくい問題や専門家を必要とする相談などに、各区の職員相談機関を補完する役割を果たしている。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画	共同処理の利点を活かした運営			→
経費(千円) 増▲減		11,615	11,567 ▲48	

4 今後充実して継続するもの

18	行政事件訴訟及び民事事件訴訟並びに調停・起訴前の和解に関する事務
根拠	規約第3条第10号
指針	今後充実して継続する。

[具体策]

法務部の内部体制を強化し、各区から法務部への派遣職員の枠を拡大する。また、各区の法規・文書担当との定期的な連絡情報会議を実施する。

[留意点]

○ 法務部の対応力を充実するため、法務部の機能強化を図るとともに、23区の法務機能の充実のため、区の法務部門を支援する法務サービスを拡充する。

[年次計画]

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
計画		法務サービスの 拡充		→
経費(千円) 増▲減	12,522	16,242 3,720		

19	係争事件及び係争の恐れのある事件についての法律的意見に関する事務
根拠	規約第3条第11号
指針	今後充実して継続する。

[具体策]

(18と同じ)

[年次計画]

(18に含む)

## (2) 規約改正の内容

事務事業見直しの結果、特別区人事・厚生事務組合規約の改正が必要になる。現時点で、改正内容が明らかになっている項目は、次のとおりである。

規約	現行条文	改正案	改正時期	理由
第3条第3号二	職員の結核休養診査に関する事務	(削る)	平成13年第1定例会	各区事項とする。
第3条第9号	特別区の住民の交通事故による災害共済に関する事務	(削る)	(未定)	事業を廃止する。

## 3 組織及び人員

平成13年度の特別区人事・厚生事務組合について、組織の変更はない。

また、特人厚の共同処理の廃止及び見直しは、平成13年度については、直接人員に影響するものではない。ただし、存続する事務事業について、別途、内部努力による相当程度の減員を行う。

なお、特人厚の職員構成は、固有職員を別として、区からの派遣職員を主とするものとし、都からの派遣職員については、限定的・例外的に扱う。特人厚の固有職員については、区との派遣交流を一層積極的に行う。

## 4 財政

### (1) 予算フレーム (概算)

(単位：百万円)

会計	H13年度	H12年度	比較増減額	増減率(%)
一般会計	13,091	13,593	▲502	▲3.7
交通共済特別会計	977	1,040	▲63	▲6.0
合計	14,068	14,633	▲565	▲3.9

注：一般会計には、自立支援事業428百万円(皆増)を含む。

## (2) 特別区分担金 (概算)

(単位：百万円)

科目	H13年度	H12年度	比較増減額	増減率(%)
人事事務分担金	2,334	2,418	▲84	▲3.5
厚生事務分担金	1,696	1,608	88	5.5
教育事務分担金	62	74	▲12	▲16.2
公災見舞金分担金	42	42	0	0.0
互助助成分担金	2,197	2,215	▲18	▲0.8
非常勤公災分担金	52	49	3	6.1
交通災害見舞金	0	2	▲2	(皆減)
交通災害分担金	131	131	0	0.0
合計	6,514	6,539	▲25	▲0.4

注：厚生事務分担金には、自立支援事業の特別区負担分174百万円を含む。

## 5 引き続き検討すべき課題

### 厚生関係施設運営事業

生活保護行政関係の共同処理事務である三種類の施設の運営管理については、各区福祉事務所、生活相談一時保護所、更生施設、宿所提供施設及び宿泊所が、それぞれ責任を分担しつつ連携して取り組んでいる。ところで、近年の路上生活者の増加や利用者の高齢化等によって、更生施設の絶対量に慢性的な不足が生じ、看過できない規模の待機者がでてくる。このため、更生施設の補完機能として、宿泊所に社会復帰促進事業を付加するほか、緊急一時保護機能をもたせるなど、新たな需要に対応する努力をしている。しかし、更生施設の新設はもとより宿泊所からの転換についても非常に困難な状況があるため、独り特別区人事・厚生事務組合のみでは、有効な打開策を見いだすことはできない。

特別区が基礎的自治体として自立した趣旨から、今回の見直しでは、現在のシステム総体の問題について、本来の責任主体である23区の考え方を明確にし、特人厚との役割分担をも含め、23区においてそのあり方を再検討すべきである。その結果を踏まえて、特別区人事・厚生事務組合組織の見直しを行うこととする。

また、社会福祉事業団については、その設立から10年を経過し、70名余の事業団固有職員を擁するに至っている。したがって、上記検討結果と事業団のこれまでの実績を踏まえて、委託元との役割分担を再検討し、その将来像及び今後の運営方針を改めて明確にするための作業に着手することとする。

「今後の財団法人特別区協議会のあり方について」の資料編においては、「特別長会事務局及び特別区議長会事務局の設置並びに2団体事務事業見直し計画」資料編については目次のみとし、資料1から資料14までは、省略いたしました。

## 特別区長会事務局及び特別区議会議長会事務局の設置 並びに二団体事務事業見直し計画について

### 資料編

#### 第1部 特別区長会事務局関係

資料1	特別区長会規約	1
資料2	特別区長会課題別部会設置要綱	5
資料3	特別区長会自治研究会設置要綱	7
資料4	特別区長会事務局設置要綱	9
資料5	特別区助役会規約	11
資料6	特別区助役会指定会議体設置要綱	13
資料7	公益法人等派遣法の概要	15

#### 第2部 特別区議会議長会事務局関係

資料8	特別区議会議長会規約	21
資料9	特別区議会議長会事務局設置要綱	25

#### 第3部 財団法人特別区協議会関係

資料10	財団法人特別区協議会寄附行為	27
資料11	公益法人の設立許可及び指導監督基準	33
資料12	特別区資料室の事業運営の基本的方向について	43

#### 第4部 特別区人事・厚生事務組合及び社会福祉事業団関係

資料13	特別区人事・厚生事務組合格約	49
資料14	社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団定款	55

平成12年12月

財団法人特別区協議会 特別区人事・厚生事務組合